

浦北高第 号
令和 年 月 日

定期建物賃貸借契約についての説明（例）

貸主 住所 さいたま市桜区五関 5 9 5
氏名 埼玉県
埼玉県立浦和北高等学校長 佐藤智明

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第 3 8 条第 2 項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

1. 物件

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積
県立浦和北高等学校	さいたま市桜区五関 5 9 5	生徒ホール脇	4.18 m ²

2. 契約締結日 令和 年 月 日

3. 賃貸借期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

上記物件につきまして、借地借家法第 3 8 条第 2 項に基づく説明を受けました。

令和 年 月 日
借主 住所

氏名